

報第3号

専決処分の承認を求めることについて

(富士市税条例の一部を改正する条例制定)

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり専決したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

令和4年6月13日報告

富士市長 小長井 義 正

専第7号

専 決 処 分 書

富士市税条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定することについては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、専決処分する。

令和4年3月31日

富士市長 小長井 義 正

富士市税条例の一部を改正する条例

（令和４年３月３１日）
条例第３０号

富士市税条例（昭和６１年富士市条例第３２号）の一部を次のように改正する。

第４４条第９項中「第３２１条の８第６０項」を「第３２１条の８第６２項」に、「同条第６０項」を「同条第６２項」に改め、同条第１５項中「第３２１条の８第６９項」を「第３２１条の８第７１項」に改める。

第８４条の２第１項中「固定資産課税台帳」の次に「（同条第１項ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

第８４条の３第１項中「事項の証明書」の次に「（同条ただし書の規定による措置を講じたものを含む。）」を加える。

附則第１２条の２第３項中「附則第１５条第２３項」を「附則第１５条第２２項」に改め、同条第４項中「附則第１５条第２４項第１号」を「附則第１５条第２３項第１号」に改め、同条第５項中「附則第１５条第２４項第２号」を「附則第１５条第２３項第２号」に改め、同条第６項中「附則第１５条第２４項第３号」を「附則第１５条第２３項第３号」に改め、同条第７項中「附則第１５条第２５項第１号」を「附則第１５条第２４項第１号」に改め、同条第８項中「附則第１５条第２５項第２号」を「附則第１５条第２４項第２号」に改め、同条第９項中「附則第１５条第２７項第１号イ」を「附則第１５条第２６項第１号イ」に改め、同条第１０項中「附則第１５条第２７項第１号ロ」を「附則第１５条第２６項第１号ロ」に改め、同条第１１項中「附則第１５条第２７項第１号ハ」を「附則第１５条第２６項第１号ハ」に改め、同条第１２項中「附則第１５条第２７項第１号ニ」を「附則第１５条第２６項第１号ニ」に改め、同条第１３項中「附則第１５条第２７項第２号イ」を「附則第１５条第２６項第２号イ」に改め、同条第１４項中「附則第１５条第２７項第２号ロ」を「附則第１５条第２６項第２号ロ」に改め、同条第１５項中「附則第１５条第２７項第２号ハ」を「附則第１５条第２６項第２号ハ」に改め、同条第１６項中「附則第１５条第２７項第３号イ」を「附則第１５条第２６項第３号イ」に改め、同条第１７項中「附則第１５条第２７項第３号ロ」を「附則第１５条第２６項第３号ロ」に改め、同条第１８項中「附則第１５条第２７項第３号ハ」を「附則第１５条第２６項第３号ハ」に改め、同条第１９項中「附則第１５条第３０項」を「附則第１５条第２９項」に改め、同条第２０項中「附則第１５条第３４項」を「附則第１５条第３３項」に改め、同条第２１項中「附則第１５条第３５項」を「附則第１５条第３４項」に改める。

附則第12条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅」を「特定熱損失防止改修等住宅」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第14条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第17条中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加える。

附則第19条中「第34項、第35項若しくは第39項」を「第33項、第34項若しくは第36項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の富士市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（都市計画税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

報第4号

令和3年度富士市一般会計予算（事故繰越し）の繰越使用につき報告することについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定に基づき、令和3年度富士市一般会計歳出予算の一部を別紙事故繰越し繰越計算書のとおり令和4年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項の規定により報告する。

令和4年6月13日報告

富士市長 小長井 義正

令和 3 年 度 富 士 市 一 般 会 計

款	項	事 業 名	支出負 担行為 額	左の内訳		支出負 担行為 予定額
				支 出 済 額	支 出 未 済 額	
10 教 育 費	6 社会教育費	千人塚古墳保存整備事業	2,536		2,536	

事故繰越し繰越計算書

(単位 千円)

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳					説 明
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一 般 財 源	
		国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他		
2,536					2,536	千人塚古墳保存整備事業において、 年度内に用地買収に係る土地売買契 約を締結したが、地権者による抵当 権解除に時間を要し、所有権移転登 記を完了できなかったため